

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十四年五月二十五日から同年九月二十五日まで奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十四年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロイヤルホームセンター奈良店
所在地 奈良市西九条三丁目一三番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（一）の変更があった後、（二）の変更があったもの（

（一）（変更前）名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 芳森 新誠

（変更後）名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 田村 哲哉

（二）（変更前）名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 田村 哲哉

（変更後）名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 中山 正明

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（一）の変更があった後、（二）の変更があったもの（

（一）（変更前）名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号
代表者 芳森 新誠

(変更後) 名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 田村 哲哉

(二) (変更前) 名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 田村 哲哉

(変更後) 名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号

代表者 中山 正明

三 届出年月日

平成二十四年五月十七日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十四年五月二十五日から同年九月二十五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで